

(目的等)

**第1条** この補助金は、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都および神奈川県をいう。以下同じ。）から本市への移住に要する経費を補助することにより，本市への移住および定住の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

2 坂出市東京圏移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）の交付については，坂出市補助金等交付規則（平成12年坂出市規則第33号）に定めるもののほか，この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 移住支援事業 国の地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））（以下「交付金」という。）を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。

(2) ワクサポかがわ 香川県が管理する就職マッチングサイトをいう。

(3) 起業等スタートアップ支援事業（地域課題解決型） 交付金を活用して香川県が実施する起業者のための補助事業をいう。

(補助対象者)

**第3条** 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，移住等に関する要件を満たし，かつ，就業に関する要件（一般），就業に関する要件（専門人材），テレワークに関する要件，関係人口に関する要件または起業に関する要件のいずれかを満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは，次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件 次のアおよびイのいずれにも該当すること。ただし，東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号），山村振興法（昭和40年法律第64号），離島振興法（昭和28年法律第72号），半島振興法（昭和60年法律第63号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち，政令指定都市を除く市町村および平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ，東京23区内の大学等へ通学し，東京23区内の企業等へ就職した者については，その通学期間も対象期間とす

ることができる。

ア 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していた、または東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していた、または東京圏のうち条件不利地域外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(2) 移住先に関する要件 次のアおよびイのいずれにも該当すること。

ア 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

イ 坂出市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからカまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人または外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。)であること。

ウ 補助対象者が移住支援金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した県税および市税を完納していること。

エ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金の交付を受けていないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だったが、5年以上経過し、18歳以上となり、県および市が認める場合を除く。

オ 補助対象者を含む全ての世帯員が、移住支援金と同一の趣旨または目的を有する国または県からの他の補助金等を交付された所属企業等からの資金提供がなされておらず、かつ、坂出市結婚新生活支援事業補助金または地方就職学生支援事業補助金（地方就職学生支援事業補助金交付要綱第2条第1号に規定する地方就職学生支援事業として、香川県が坂出市に交付する補助金をいう。）の移転費に関する補助金が交付されていないこと。

カ その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件（一般）」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することをい

う。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、香川県が移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載している求人または他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人（以下「移住支援金対象法人」という。）であること。
- (3) 補助対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援金対象法人に就業していること。
- (5) 第2号に規定する求人への応募日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日以降であること。

ア 補助対象者が、県が移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載している求人に応募した場合 県が当該求人を移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載した日

イ 補助対象者が、他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募した場合 他の都道府県が当該求人を移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載した日

- (6) 移住支援金対象法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 第1項の「就業に関する要件（専門人材）」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することをいう。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業または国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。
- (3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

5 第1項の「テレワークに関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - (2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
  - (3) 所属先企業等が、国の地域未来交付金（デジタル実装型）またはその前歴事業を活用した取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。
- 6 第1項の「関係人口に関する要件」とは、本市への移住前から本市の地域の人々と関わりを有する者のうち、農林水産業等に就業するなど、地域の労働力および担い手の確保に資する者であって、次の各号のいずれにも該当することをいう。
- (1) 次に掲げる補助対象者となる関係人口の要件のいずれかに該当すること。
    - ア 転入前に、本市が開催し、または出展する移住関連イベントに参加し、本市への移住に関する相談を行っていること。
    - イ 転入前に、本市へふるさと坂出応援寄附金を寄附していること。
  - (2) 次に掲げる地域の労働力および担い手確保の要件のいずれかに該当すること。
    - ア 農林水産業に就業する者
    - イ 公共交通機関の運転手として就業する者
- 7 第1項の「起業に関する要件」とは、移住支援金申請までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けていることをいう。
- 8 補助対象者は、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - (2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
  - (3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
  - (4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- 9 補助対象者が、18歳未満の世帯員を帯同して移住し、18歳未満の世帯員につき加算額（以下「子育て世帯加算」という。）を申請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 18歳未満の世帯員は、前項に掲げる要件を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日

時点において18歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。

(2) 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でないこと。

(移住支援金の交付)

**第4条** 市長は、補助対象者に対し、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身世帯の場合にあつては60万円の移住支援金を交付する。なお、子育て世帯加算は、18歳未満の者1人につき100万円とする。

(交付の申請)

**第5条** 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、坂出市東京圏移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）を坂出市長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書またはその写し（提示により本人確認できる書類）

(2) 移住元の住民票の除票の写し等（移住元での在住地および在住期間を確認できる書類。2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

(3) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者および特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの

(4) 移住支援金の振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

(5) 申請者が第3条第3項の就業に関する要件（一般）または同条第4項の就業に関する要件（専門人材）を満たす者である場合は、就業証明書（就業に関する要件用）（様式第2号）

(6) 申請者が第3条第5項のテレワークに関する要件を満たすものである場合は、就業証明書（テレワークに関する要件用）（様式第3号、様式第3号の2）

(7) 申請者が第3条第5項のテレワークに関する要件を満たし、かつ、個人事業主である場合は、前号の証明書に加えて、業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）、開業届または確定申告書の写しおよび申請前3月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部または一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

(8) 申請者が第3条第6項の関係人口に関する要件を満たすものである場合は、就業証明書（関

係人口に関する要件用) (様式第4号, 様式第4号の2)

- (9) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書または離職票等, 移住元での在勤地, 在勤期間および雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類(東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。))から東京23区へ通勤していた者の場合)
- (10) 履歴事項全部証明書, 開業届の写し等, 移住元での在勤地を確認できる書類(東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。))から東京23区へ通勤していた法人経営者または個人事業主の場合)
- (11) 個人事業等の納税証明書等, 移住元での在勤期間を確認できる書類(東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。))から東京23区へ通勤していた法人経営者または個人事業主の場合)
- (12) 東京23区内の大学等の在学期間の分かる卒業証明書等の書類(東京23区内の大学等へ通学していた者の場合)
- (13) 申請者が第3条第7項の起業に関する要件を満たす者である場合は, 起業等スタートアップ支援事業(地域課題解決型)補助金の交付決定通知書の写し
- (14) 香川県税に滞納がないことを証明する書類(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は, 申請者を含む世帯員全員の滞納がないことを証明する書類。)
- (15) 坂出市税に滞納がないことを証明する書類(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は, 申請者を含む世帯員全員の滞納がないことを証明する書類。)
- (16) 世帯全員の住民票の写し(続柄および世帯主を表示)
- (17) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

**第6条** 市長は, 前条の規定による申請があったときは, その内容を審査し, 移住支援金を交付すべきものと認めたときは, 交付の決定を行い, 坂出市東京圏移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により, 申請者に通知する。

- 2 市長は, 前項の決定に際して必要な条件を付することができる。  
(移住支援金の交付)

**第7条** 申請者は, 移住支援金の交付を受けようとするときは, 坂出市東京圏移住支援事業補助金交付請求書(様式第5号の2)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は, 前項の請求書の提出を受けた後, 速やかに移住支援金を交付するものとする。  
(交付決定の取消等)

**第8条** 市長は, 前条の規定により移住支援の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると

認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 移住支援金の申請日から5年以内に、坂出市から転出した場合

(2) 申請者が第3条第3項または第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、移住支援金の申請日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(3) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合

(4) 虚偽の申請であること、または居住、就業もしくは起業の実態がないことが明らかになった場合

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部または一部を取り消した場合は、坂出市東京圏移住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

3 申請者は、移住支援金を交付した坂出市が居住確認のための立入調査等を行う場合は、これに応じなければならない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、申請者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向、研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行う必要はないものとする。この場合において、申請者は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向、研修等で他の市区町村へ転出することの証明書（様式第7号）を提出しなければならない。

5 第1項第1号の規定にかかわらず、申請者が香川県内の他市町に転出する場合は、交付決定の取消を行う必要はないものとする。この場合において、申請者は、移住支援金を交付した市長に対し転出報告書（様式第8号）を提出しなければならない。なお、転出した後、さらに別の香川県内の他市町に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。

6 申請者は、移住支援金の申請日の次年度から5年間、毎年度、3月1日から3月31日までに、移住支援金を交付した市長に現況届（様式第9号）を提出しなければならない。

7 市長は、申請者から前3項に規定する書類の提出がない場合、第3項に規定する立入調査等を拒否した場合等で申請者の県内居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

（返還請求）

**第9条** 市長は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消した場合は、既に交付した移住支援金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により申請者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

3 移住支援金の返還金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で坂出市以外の市区町村（県外の市区町村）に転出した場合 全額
  - (3) 移住支援の申請日から3年以上5年以内に坂出市以外の市区町村（県外の市区町村）に転出した場合 半額
  - (4) 申請者が第3条第3項または第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
  - (5) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
- (補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**付 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月29日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

**付 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第7項および第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

**付 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第5項および第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

**付 則**

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。